

## 教育実習と

### 大学カリキュラム

#### □ 混乱する申請作業

今、各大学では、教職課程の再課程認定のための申請作業が、十一月末の締切りを控えて大詰めを迎えているところである。ところが、この十月、文部省から各大学あてに、教職課程を持つ大学の半数以上が、まだ申請書類を提出していないため、担当課との相談や提出準備を急ぐように、との連絡があったことからもうかがえるように、今回の再課程認定申請は、大学にとって困難が多い。

それは、個々の大学で教職課程の新しい

カリキュラム案を作成しても、大学のカリキュラム全体との間で矛盾が生じることである。その程度は、私たちの知る限り、前回の一九八八年教育職員免許法改正の際とは比較にならない大きなものである。

今回の再課程認定のために、各大学で教職課程のカリキュラムを具体化すると、学生の学部（専門）カリキュラム履修の困難が顕著となるために、教職課程担当者だけではなく、教授会全体の問題となつていて、大学が数多い。場合によっては、教職課程を縮小ないし廃止しようとする意見も飛び出し、学生の強い履修希望を知る教職課程教員や事務方が存続の説得をする光景も稀ではない。また、短期大学理事会のなかには、教職課程の廃止を決めたところも相当数出ている。

#### □ どこが問題なのか

一体、何故このようなことが起こっているのか、奇異に感じる読者もいることだろう。当然である。いうまでもなく、教員免許を取得する基礎要件は、学士（修士）の学位を得ることとされているように、教職課程は大学教育全体に基礎を置くことが求められている。「教職課程の単位を取得したが、大学を卒業できない」とは、私の学生時代にもあった悲喜劇のひとつだが、このようなことが、学生本人に理由がある場合を除いて、起こらないようにすることが、教員養成制度を設計する際の根幹の条件といつてもよい。

ところが、今回の教育職員免許法の改正によつて、こうした悲喜劇が制度的に起こり得る可能性が生じている。上に指摘した教職課程カリキュラムと学部カリキュラムとの矛盾とは、具体的にこのことである。問題の原因は、一、教職課程の総単位数は五十九単位のままであつても、学生によつて、最低二十単位の増加となる改正が行われていること、二、中学校教育実習の四

単位化により、実習期間が三ないし四週間となること、のため、学生の学部カリキュラムの履修が困難となることにある。

### □ 中学校教育実習四週間問題

今、最低二十単位増としたのは、五十九単位以外にも、「日本国憲法」ほか単位取得の必要な科目が複数あり、その上、小中免許希望者は在学中（正式には十八歳以上）に合計七日間の「介護等体験」（単位認定はされない）を求められているからである。つまり、大学上級学年の一年分の取得単位数にも匹敵する単位履修負担が新たに生じる。

さらに、これに加えて、従来と同一の時期を想定すれば、四年生の六月に四週間（これまで二週間）の中学校教育実習が必要になる。これによって、最低四回学部授業を連続して欠席をしなければならず、内容理解と出席回数両面から、単位取得は困難となる。

また、従来、中高校免許を取得する場合、

一般大学では高校での実習が多かったことに對し、今後実習先を中学校にしなければならぬことから（高校は従来通り、教育実習二単位のため）実習校の確保という点で、大学側に不安が広がっている。

### □ 東海地区の大学を例に

この問題について、東海地区私立大学教職課程研究連絡協議会が、十月に行った「緊急アンケート 中学校教育実習期間の設定について」の結果をみてみよう。同会加盟の私立大学二十一校のうち十九校（回答十七校、回収率八九・五％）を対象としたFAXによる緊急アンケート調査で、回答者は、各大学免許事務担当者（一部担当教員含む）である。

A 四週間実習の実施可能性  
ほぼ可能 四校（二三・五％）  
学部により事情が異なる（可能な場合と不可能な場合とが予想される）

二校（一一・八％）

ほぼ不可能 十一校（六四・七％）  
全く可能性がなく、この場合は教職課程の存続に関わる事態となる ○校（〇％）

B 希望する中学校教育実習期間

〔第I希望と第II希望。中学校での実習を想定〕

四年次四週間連続

I 二校（一一・八％）

II 二校（一一・八％）

四年次三週間連続

I 四校（二三・五％）

II 五校（二九・四％）

三年次二週間と四年次二週間

I 五校（二九・四％）

II 二校（一一・八％）

三年次一週間と四年次二週間

I 五校（二九・四％）

II 三校（一七・六％）

これ以外

I 一校（五・九％）

## II 一校(五・九%)

C 中学校実習の高校での代替

高校で行いたい 十三校(七六・五%)

中学校で行いたい 三校(一七・六%)

(結果は、「東海私教懇ニューズレター」

一九九九、No.1、一九九九年十一月発行による。なお、%は回収数をもととした。)

まず、中学校四週間実習が、四週間連続して行われた場合、学生が実習を行うことが「ほぼ不可能」となる大学が十一大学、全体の六四・七%を占めるという厳しい数字に注目しなければならない。これは、四週間連続の実習では、教科によつては中学校免許を得る加盟校の学生がほとんどいなくなることを示している。

次に、実習の期間を実施可能な形とすることを考える場合、大学側の第一希望は、三年次二(一)週間と四年次二週間がトップで十校(五八・八%)がこれを希望している。ついで、四年次三週間連続が、四校(二三・五%)となっている。第二希望は、

四年次三週間連続がトップで五校(二九・四%)、ついで三年次二(一)週間と四年次二週間五校(二九・四%)となっている。

これを見ると、三年次二(一)週間と四年次二週間で第一に、四年次三週間連続までを可能範囲とした制度化が模索されることが必要となる。

さらに、隣接校種での実習が認められることから、高校で四(三)週間実習が認められるならばどうか、という点は、十三校(七六・五%)もが、これを望んでおり、非常に強い要望がここにあることが分かる。

なお、中学校実習を三週間とすることは、大学設置基準が演習一単位あたり時間を三十〜四十五時間とすることから、四単位の实習を三週間で行うことも可能とする文部省の説明が行われたことから、関係者の間で議論となり、東京都や京都府などの教育委員会がこれを原則とすることを決めている。また、各地で同様の動きがある。

## □ 今後どうすべきか

これを踏まえれば、中学校免許取得希望者も、高校での実習も可能となり、教育実習の期間は、三年次二(一)週間と四年次二週間と四年次三週間連続のふたつのタイプの選択が可能となった場合、現在の混迷状況から脱し、日本の教員養成にとつて、二一世紀を展望する余裕が生まれてくる。

また、このことによつて、大学カリキュラム全体と教職課程カリキュラムとの緊張も解けることとなる。

たご・たけし

名城大学・教職課程部